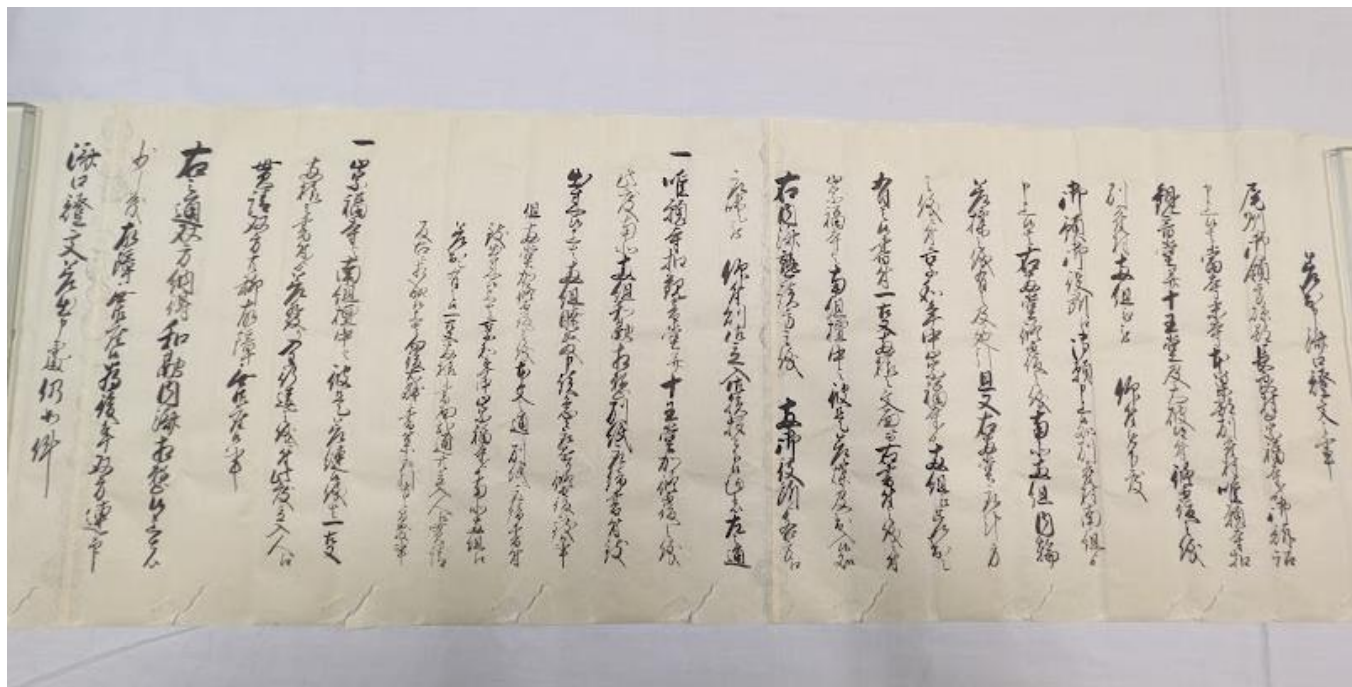


地域史料通信 第16号

2025. 3



(岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵 美濃国池田郡八幡村 竹中家文書、リ29。なお、以下、特に所蔵を明記していない史料は、岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵 美濃国池田郡八幡村 竹中家文書のものです)

この古文書は、文政9(1826)年12月に作成された、済口証文です。尾張藩領である方県郡長良村崇福寺と、大垣藩御預地である本巢郡別府村との間で、別府村にある唯願寺という寺院にある観音堂・十王堂の修復をめぐっておこった訴訟の和解が成立したことを示しています。どのような訴訟だったのでしょうか？

詳しくは2ページから

目次

別府村唯願寺をめぐる訴訟.....	2
訴訟のゆくえ―「一事両様」の書付をめぐって―.....	4
地域資料・情報センターからのお知らせ／編集後記	7
交流コラム～現場から～	8

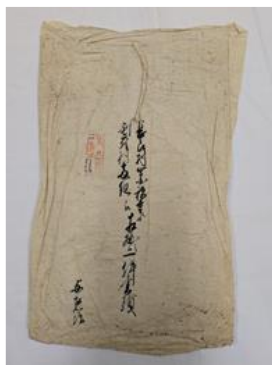
別府村唯願寺をめぐる訴訟



表紙に掲載したのは、文政 9（1826）年 12 月に作成された済口証文です。済口証文とは、訴訟で和解が成立した際に当事者が取り交わした証文で、今回は唯願寺にある観音堂・十王堂の修復をめぐって、方県郡長良村崇福寺と、本巢郡別府村南北両組の庄屋らとの間で和解が成立したことを示しています（り 29）。

上の写真は、表紙の続きであり、訴訟方・相手方の寺院名・人名が連なっています。証文の宛先は、訴訟の仲介役となった取^{とりあつかい} 噺人の人名が連なっています。

取噺人の一人であった竹中與惣治は、八幡村庄屋であり、多くの訴訟の仲裁を担って来ました。この訴訟についても、「長良村崇福寺方別府村両組江相掛候一件書類」と題した袋（下部写真）に、済口証文をはじめ、訴訟に関する様々な史料を入れて残していました。



今号では、この訴訟の経過を見ていきたいと思います。なお、本文中には参考にした史料の番号を入れ、7 頁に史料名を一覧にしてあります。

本巢郡別府村と唯願寺

訴訟方であった崇福寺は、方県郡長良村にありました。長良村の村域は、上福光村・中福光村・真福寺村の 3 ヶ村であり、江戸時代を通じてこの 3 ヶ村を長良三郷・長良荘と総称していました。

長良川の中流右岸に位置しており、鵜飼の中心地ともなっていました。鵜飼のほか、船大工をはじめ左官・酒屋など諸商売が盛んであり、寛政年間には長良三郷の人口は 2,685 人でありました。長良村にあった崇福寺は、唯願寺の本寺であり、臨済宗妙心寺派の寺院です。

相手方には、大垣藩御預所である本巢郡別府村の南組・北組のそれぞれ庄屋らの名前が見えます。別府村は、江戸時代は幕府領ですが、訴訟のあった文政期には大垣藩が預り地として管理していました。

天保 9（1838）年の村明細書上によれば、家数は 190 戸、人口は 852 人の村でした。この別府村には、唯願寺をはじめ、入徳寺・光泉寺・善徳寺などの寺院があったとされています。

差出申済口証文之事

一 尾州御領方県郡長良村崇福寺方御訴訟

申上候者当寺末寺本巢郡別府村唯願寺扣
観音堂并十王堂及大破候ニ付修覆之儀

別府村両組江被 仰付被下度

御預御役所江御願申上候処別府村南組方

申上候者右両堂修覆之儀南北両組内輪

差揉之儀有之及延引且又右両堂取斗方

之儀ニ付享和年中崇福寺方両組江差出シ

有之候書付一事両様之文面ニ而右書付之儀ニ付

崇福寺与両組檀中与彼是差揉及出入候処

右内済熟談方之儀 両御役所方各方江

取曖被 仰付則御立入御挨拶被下候趣意左之通

一 唯願寺扣観音堂并十王堂加修覆之儀

此度南北両組和融相整別紙取締書付致

出来候上者両組睦敷申談急き取懸り修覆可致候事

但両堂加修覆之儀本文之通り別紙ニ取締書付

致出来候上者享和年中崇福寺方南北両組江

差出シ有之候一事両様之書面ニ通共立入人江貫請

反古ニ相成候上者向後右体之書付等取引有之間敷事

一 崇福寺与南組檀中与彼是差縫候儀者一事

両様之書付方差発り全行違之儀ニ付此度立入人江

貫請双方共聊故障無御座候事

右之通双方納得和融内済相整候上者

少し茂故障無御座候為後年双方連印

済口証文差出申処仍如件

文政九年戌十二月

訴訟方

別府村唯願寺本寺

尾州御預方県郡長良村 崇福寺

相手方

大垣御預所本巢郡別府村南組

庄屋 定吾

同断 文弥

百姓代 清重郎

百姓 太兵衛

同断 周吾

同断 栄之丞

同村北組

庄屋 喜平

年寄 大右衛門

同断 三郎治

同断 平四郎

百姓代 喜大夫

百姓 庄三郎

同断 順平

同断 円郎治

同断 藤吉

同断 伝右衛門

右村兼帯庄屋

生津村 徳右衛門

右同断

上本田村 源右衛門

御取曖人

八幡村 与惣治殿

西結村 栄次殿

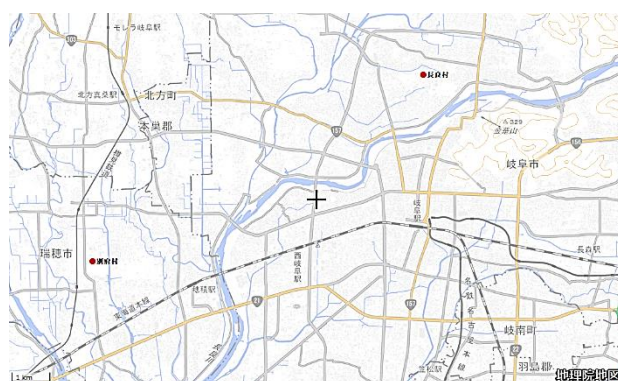
神戸村 高橋直右衛門殿

そして唯願寺は、臨済宗妙心寺派の寺院で、観世音菩薩が本尊となっています。開創年暦は不詳ですが、崇福寺の末寺であり、相当の寺領を有し、境内も 5 反有余あり、十王堂・観音堂の境外仏堂を持った有名な寺であったとされています。

本尊である十一面観音菩薩は、両脇にあった十王像と共に安置されていました（『穂積町史通史編（上）』、529～530 頁）。

唯願寺は、文政期には無住であり、住職がない状態でした。そこで、本寺であった崇福寺が遠方であることを理由に、別府村南北両組に管理を任せていたようです。

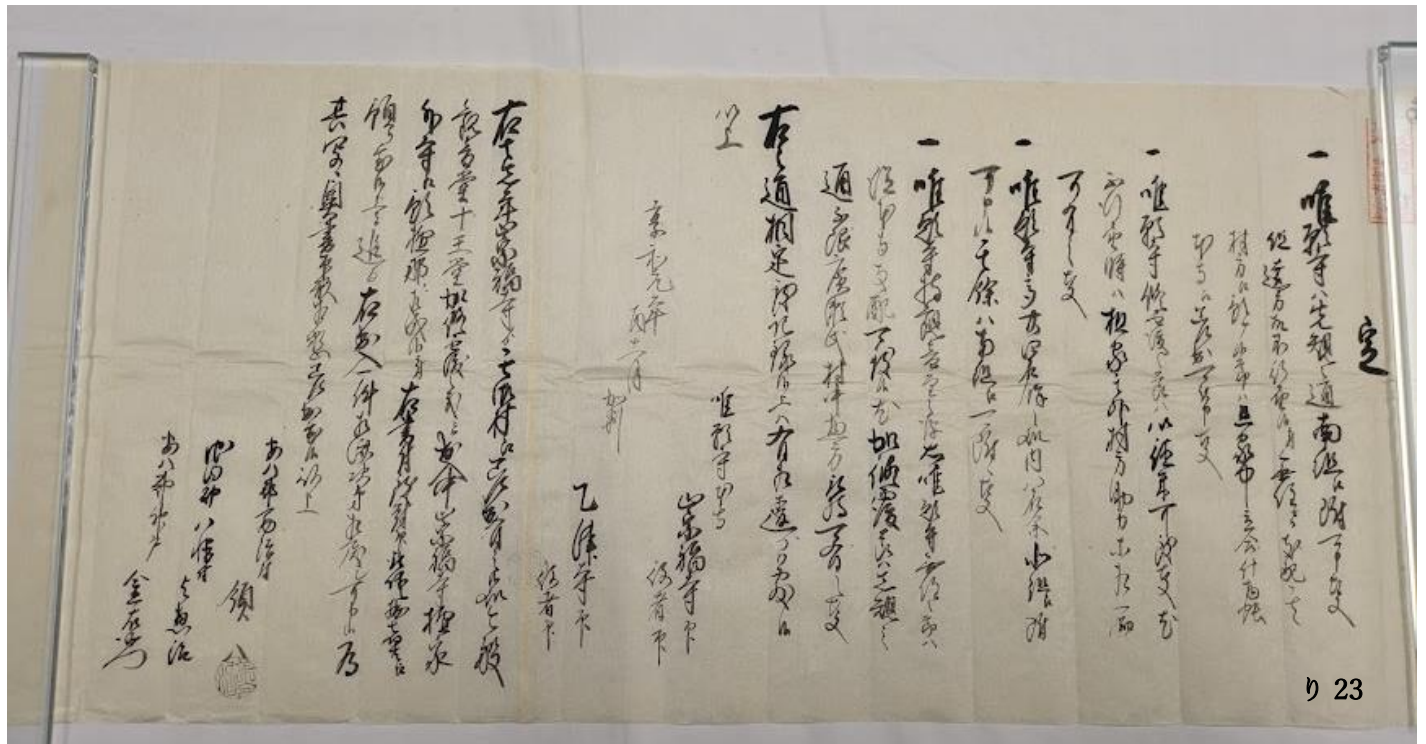
別府村は南北に組分けされており、済口証文に



は、南組 6 名、北組 10 名が名を連ねており、別府村の兼帯庄屋であった生津村・上本田村（いずれも本巢郡）の村役も加わっています。

済口証文は取曖人であった、与惣治はじめ 3 名に宛てて作成されました。

訴訟のゆくえ―「一事両様」の書付をめぐる―



り 23

定	一 唯願寺ハ先規之通南組江附可申事
	但遠方故不行届候ニ付無住ニ而支配者
	村方江預ケ候節ハ旦家中立会什物帳
	本寺江差出可被申事
	一 唯願寺修覆之節ハ以德米可致事尤
	不行届時ハ檀家其外村方助力等相助
	可有之事
	一 唯願寺高廿四石余之处内八石余北組江附
	可申候其餘ハ南組江可附候事
	一 唯願寺持観音堂之儀右唯願寺無住之節ハ
	従本寺支配可致候尤加修覆節ハ先規之
	通不限廣瀬氏村中惣方取持可有之事
	右之通相定度致記録候上ハ有相違間敷候
	以上
	享和元年西十一月加判
	唯願寺本寺 崇福寺 印
	役者 印
	乙津寺 印
	役者 印
	右者先年崇福寺方其御村江差出有之候処今般
	観音堂十王堂加修覆之義ニ而出入中崇福寺檀家
	外寺江預檀那ニ相成候ニ付右書付致封印取暖拙者共江
	預り置候上者追而右出入一件相済次第相戻シ可申候為
	其写奥書印形相整差出置候以上
	安八郡西結村 領八 印
	池田郡八幡村 与惣治
	安八郡神戸 金石衛門

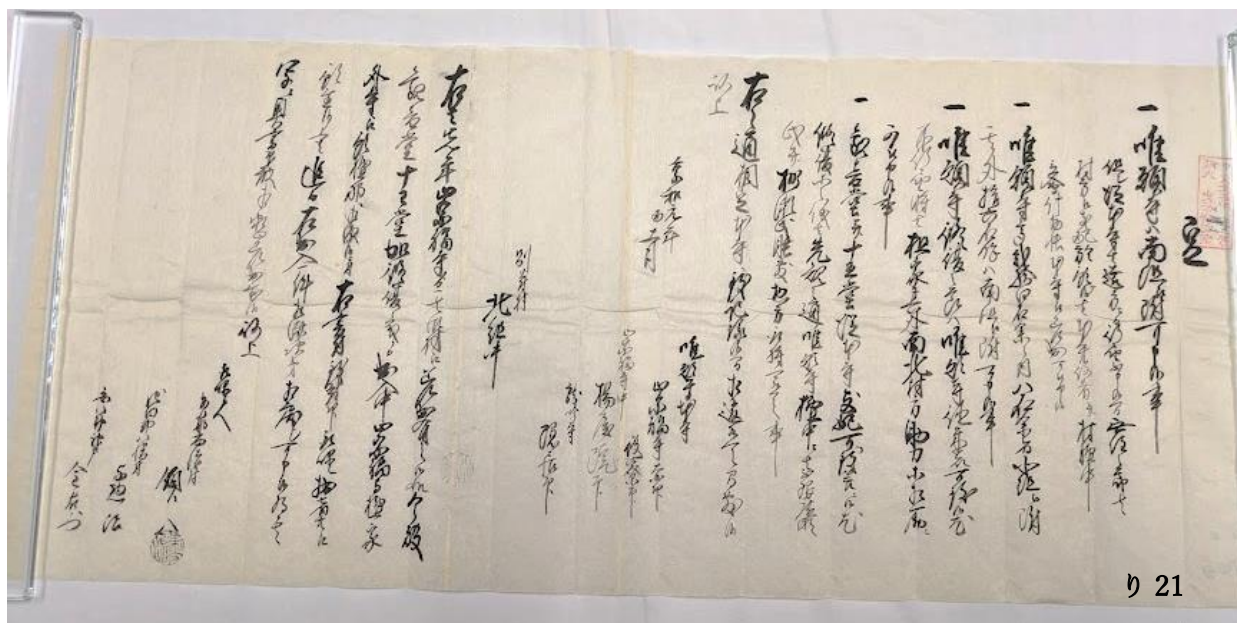
崇福寺からの訴え

崇福寺が尾張藩寺社奉行に提出した訴状は残されていませんが、別府村からの答書などから、訴訟の経緯を追ってみたいと思います。

文政7（1824）年8月17日、無住であった唯

願寺の観音堂および十王堂が大破したため、崇福寺は別府村の惣代を招き、修復するよう伝えました。

しかし、別府村側では、南組と北組とで唯願寺に関する取り決めが「一事両様」となってい



り 21

定	唯願寺ハ南組江附可申候事
但シ從本寺者遠方ニ而行届不申候間無住之節者	村方江支配於預ケ候者本寺役者并村檀中
立会什物帳本寺江差出可被申候	唯願寺高二十四石余之内八石余者北組江附
其外十六石余ハ南組江附可申候事	唯願寺修復之節ハ唯願寺徳米を以可致候尤
不行届時者檀家其外南北村方助力等相励ニ	可被申候事
観音堂并十王堂從本寺支配可致管ニ候尤	修復等之儀者先規之通唯願寺檀中二者不限廣瀬
氏并棚瀬氏睦敷惣方取持可有之事	右之通相定本寺ニ致記録候間相違有之間敷候
以上	享和元年酉十一月
唯願寺本寺 崇福寺赤印 役寮印	崇福寺中
揚屋院印	龍吟寺
隱居印	別府村 北組中
(中略)	取暖人
安八郡西結村 領八 印	池田郡八幡村 与惣治
安八郡神戸 金右衛門	

る書付が出されていたことを指摘し、修復をおこないませんでした。

崇福寺は閏 8 月、使者を別府村に派遣して話し合いを続けましたが、解決には至らず、同年 9 月、同村へ唯願寺の修復をおこなうよう、尾張藩寺社奉行へ訴えを起しました (り 25)。

別府村南組の答書

崇福寺の訴えに対し、別府村南組からも答書が提出されました。それによれば、8 月 17 日、唯願寺諸堂の修復について相談した際、享和元

(1801) 年に南組に出された書付とは別に北組に出された書付があり、かつ「一事両様」であった点を問題視しました。

南組では、南北両組に出された書付の文面が同一でなかったことに加え、奥印も異なっており、この書付の差し替えを要求しました。しかし、この要求を崇福寺は認めず、閏 8 月に使者が別府村へ来た際の話し合いでも同様に解決には至りませんでした。南組の庄屋らは、以上のような経緯と「一事両様」の問題をあげ、尾張藩寺社奉行へと返答しています (り 25)。

「一事両様」の書付

別府村は享和元（1801）年 11 月に南北に組分けをおこなっており、その際に唯願寺の取り扱いを定めた書付が作成されました。しかし、その書付は南組と北組とでそれぞれ異なる内容が記された「一事両様」のものでありました。この異なった書付によって、文政期に入り、別府村南北両組と崇福寺とが争うこととなりました。

竹中与惣治は、南北両組に出された書付を 2 通とも残しており、「一事両様」の内実を確認することができます。

南組への書付

まず、崇福寺より南組に出された書付（4 頁、り 23）は 4 ケ条からなる定です。内容は、①唯願寺は南組附とすること、②唯願寺修復の際は徳米を以ておこない、行き届かない場合は檀家ほか村方の助力をすること、③唯願寺高 24 石余のうち 8 石余を北組、16 石余を南組とすること、④修復の際は廣瀬氏に限らず村中惣方がおこなうこと、となっています。

また、厚見郡鏡島村にある乙津寺という寺院の印がありますが、これは南組の答書によれば、南北組分けに伴う唯願寺の扱いを決める際、乙津寺が立ち入ったためです（り 25）。

北組への書付

一方、北組に出された書付（5 頁、り 21）は、同じく 4 ケ条からなる定ですが、南組に宛てた書付とは、やや異なっています。①唯願寺は南組附とすること、②唯願寺高 24 石余のうち 8 石余を北組、16 石余を南に付すること、③唯願寺修復の際は唯願寺徳米を以ておこなうこと、行き届かない場合は檀家と南北村方が助力すること、④観音堂・十王堂は崇福寺が支配するが、修復については唯願寺檀家に限らず、廣瀬氏・棚瀬氏が取り持つこと、が記されています。なお、南組廣瀬氏・北組棚瀬氏についての詳細は分かりません。

また北組への書付は、南組にはあった乙津寺の印はなく、崇福寺・龍吟寺（現 岐阜縣山県市岩佐、臨済宗妙心寺派）の印があります。

唯願寺観音堂・十王堂修復をめぐる

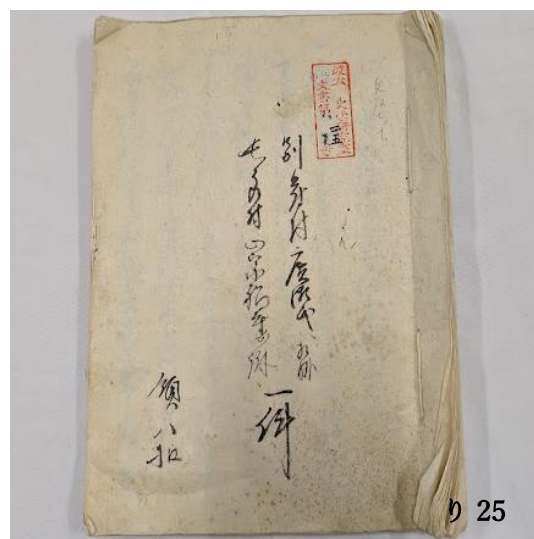
南北両組に出された書付は、どちらも 4 ケ条からなる定ですが、内容が異なる点がありました。1 つ目は、唯願寺観音堂・十王堂の修復に関わる事項です。南組へは、唯願寺は南組附とし、修復の際は、廣瀬氏のみが挙がっているのに対して、北組への定では、南組廣瀬氏・北組棚瀬氏が共に修復にあたるようにとしています。

2 つ目として、南組と北組とで、奥印に携わった寺院が異なっている点も挙げられます。北組には組分けの際に立ち入った乙津寺の印がなく、南組は、この点を「殊ニ怪しき」と述べています。

南組は、文政 7 年 8 月、崇福寺へ招かれた際に、この 2 通の書付を、文面が異なり、奥印も違うことから「不審」と述べ、2 通を同じ内容の書付に差し替えることで統一して欲しい旨を崇福寺へ求めました（り 25）。

竹中与惣治らの立ち入り

その後、文政 8（1825）年 1 月、崇福寺からは再願書が出され、また訴訟の取^{とりあつかい}人として、八幡村庄屋竹中与惣治らが間に入っていたこと



が確認できます。

文政 9 (1826) 年 4 月には、別府村から与惣治らに宛てて「内済趣意書」(り 27) が出されており、唯願寺をめぐる訴訟は解決していくこととなります。

訴訟のゆくえ

文政 9 (1826) 年 12 月、崇福寺と別府村南北両組の訴訟は、次のような形で熟談となりました(り 29、表紙掲載、3 頁翻刻文)。

まず、この度の訴訟は、享和年間に崇福寺より南北両組に出された書付が一事両様であったために起こったもので、次の通りに内済となったとし、観音堂および十王堂の修覆は、別紙の通りに取締書付が出来たので、「一事両様」の書付は、立入人が貰い受け、2 通とも反古とすることが定められました。

また、「一事両様」の書付は、崇福寺と別府村の訴訟にとどまらず、別府村内部の南組と北組との間にも問題が生じました。そこで、両組の間でも済口証文が作成され、この証文でも享和

年中に出された書付を反古とし、改めた定めた取り決めを以後守っていく旨が確認されました(り 30)。

唯願寺のその後

唯願寺は、明治初年に廃寺となりました。境内地には既に 10 数軒の民家が建てられ、境内墓地は別府の共同墓地として使用されるようになり、江戸時代の様子を知ることができません。

その後、別府観音堂として残され、本尊の十一面観音菩薩は、県重要文化財の指定を受け、現在でも拝観することができます。

また、観世音菩薩及びその他の仏像は、明治初年に唯願寺が廃寺となった際に、本寺であった崇福寺に移されたとされています。

享和年間の「一事両様」の書付が、文政年間の訴訟によって問題として浮上し、竹中与惣治をはじめ寺院や村人が解決のために動いたことで、文化財として今日まで残ったと言えます。こうした先人の働きを、今後も発見していきたいと思います。

史料一覧 (いずれも岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵、美濃国池田郡八幡村竹中家文書)

①り 21「定(唯願寺・別府村北組との取り決めについて)」(享和元年 11 月)、②り 23「定(唯願寺・別府村北組との取り決めについて)」(享和元年 11 月)、③り 25「別府村廣瀬氏へ相掛長良村崇福寺方訴一件」(文政 7 年 10 月)、④り 26「崇福寺方再願書之写」(文政 8 年 1 月)、⑤り 27「覚(唯願寺の儀是迄通南組附とする旨ほか)」(文政 9 年 4 月)、⑥り 29「差出申済口証文之事(唯願寺観音堂・十王堂の修覆につき)」(文政 9 年 12 月)、⑦り 30「差出申済口証文之事(唯願寺観音堂・十王堂の修覆につき)」(文政 9 年 12 月)、⑧上記①～⑦が入っていた袋

主要参考文献

- ・穂積町史編纂委員会編『穂積町史 通史編上』(1979 年、穂積町)
- ・『角川日本地名大辞典 21 岐阜県』(1980 年、角川書店)

センターからのお知らせ

岐阜県に関わる史料の編纂・保存・活用事業や、史料展示などの情報を掲載していきます。メールにて、皆様からの情報をお待ちしています。

E-mail cccd_inf@t.gifu-u.ac.jp

電話 (058) 293-3323

(※水曜日 9:30~12:00)

編集後記

『地域史料通信』第 16 号をお届けします。今号では、「一事両様」の書付によって起こった、寺院と村の訴訟を取り上げました。

また交流コラムでは、2024 年オープンの豊田市博物館様より御寄稿いただきました。ありがとうございました。

(鈴木乙都)

交流コラム～現場から～

2024 年 4 月にオープンした豊田市博物館をご紹介します

豊田市博物館 名和奈美

豊田市博物館は、2024 年 4 月 26 日に開館した新しい博物館です。豊田市郷土資料館（2022 年閉館）と、豊田市近代の産業とくらし発見館（2023 年閉館）の機能を受け継ぎながら、「みんなでつくりつづける博物館」をコンセプトに、豊田市の過去・現在・未来について考えることができる総合博物館として開館しました。



建物は、2014 年に建築界のノーベル賞とも呼ばれるプリツカー賞を受賞した坂茂氏の設計によるもの。豊田市産の木材をふんだんに利用しながらも、大規模災害時には防災拠点としても活用できるように太陽光発電装置と蓄電池も整備されています。

「とよたの自然と人々の営み」を紹介する常設展示室には、中心に据えられた高さ 7.8m のガラス張りの棚に市域に関する資料がずらりと並ぶ「とよたモノ語り」、モノに宿る記憶などから市域の歴史をたどる「とよた記憶トラベル」、市域を大きなジオラマで表現し、土地に宿る歴史や自然をリアルに感じながら体験もできる「とよたたんきゅうラボ」、地域の歴史などをトピック的に紹介する「とよたストーリー」などがあります。展示替えも行い、訪れるたびに新たな「とよた」を知ることができます。



2025 年 4 月には開館 1 周年記念として「岸田吟香と岸田劉生—近代、それは東洋にあり—」展を開催します。展覧会の主役は、市域ゆかりの挙母藩士で、日本初の本格的な和英辞典『和英語林集成』の編さんに携わった岸田吟香（1833～1905）。そして、吟香の子で「麗子像」などでおなじみの洋画家・岸田劉生（1891～1929）です。明治期に事業家・ジャーナリストとして西洋の文化や技術を普及させる一方、中国（清）に渡り最先端の書を日本にもたらした吟香と、劉生が遺した作品など約 100 点を展示し、日本の近代化が「西洋化」のみではなく東洋からの影響によるものであることを、岸田父

子の芸術活動から紹介します。

〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町 5 丁目 80 番地

電話：0565-85-0900 開館時間：午前 10 時から午後 5 時 30 分

休館日：月曜日（祝日を除く）、展示替え期間、年末年始

※詳細は博物館 HP、公式 Instagram をご覧ください。



博物館 HP



公式 Instagram

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター 地域史料通信 第 16 号

発行日 2025 年 3 月 31 日 年 1 回刊行（予定）

編集・発行 岐阜大学地域科学部地域資料・情報センター

〒501-1193 岐阜市柳戸 1 番 1 Tel (058) 293-3323 Fax (058) 293-3324

URL <https://www1.gifu-u.ac.jp/~forest/rilc/>